

◎独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三〇日法律第七号)

一、提案理由 (平成一九年三月一四日・衆議院文部科学委員会)

○伊吹国務大臣 このたび政府から提出いたしました独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府においては、これまで、簡素で効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであります。この一環として、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年十二月の行政改革の重要方針において、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を統合することが決定されたところであります。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を統合するための所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させます。

第二に、独立行政法人国立博物館の名称を独立行政法人国立文化財機構に改称します。

第三に、独立行政法人文化財研究所が解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告 (平成一九年三月二〇日)

○榎屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を統合する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させるとともに、その名称を独立行政法人国立文化財機構に改称すること、

第二に、機構は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とすること、

第三に、機構の役職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこととあります。

本案は、三月十四日本委員会に付託され、同日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十六日質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教科学委員長報告（平成一九年三月二八日）

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させるとともに、名称を独立行政法人国立文化財機構とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新法人の名称から博物館がなくなることに對する懸念、総合的博物館政策を樹立する必要性、効率化推進による企画展示への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。